様式の変更はしないこと。(記入欄の大きさを変えるのは可)

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標(冒認対策商標以外)の申請用)

年 月 日

補助事業者の名称 及び代表者の氏名 宛て

代表など個人名義の案件は、申請できません。(個人事業主除く)

申請者 住所

名称 自然人にあっては氏名 及び代表者の氏名 印

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金交付申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)実施要領(20190314特第3号。以下「実施要領」という。)第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)交付要綱(20190314特第1号)及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別(いずれかに○)

① ①法人②個人事業者③事業協同組合等④商工会、商工会議所⑤NPO法人

2. 過去における本補助金の支援実績(いずれかに○)

① 実績なし②実績あり② の場合、確認事項○ 査定状況報告書を提出している→ フォローアップ調査を提出している

平成31年度のみ支援企業は、フォローアップ調査対象外のため ②実績ありの余白に「(平成31年度採択)」と記載のうえ フォローアップ調査の欄は「一」を記入

※実施要領第4条第1項第4号及び第21条に 定める事項(補助事業完了後5年間の状況調査 (フォローアップ調査、ヒアリング等)、採択 案件の査定状況報告書の提出)

3. 申請者の概要 ---

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

個人事業主は記載不要

13 桁、半角数字で記入

条文を確認してチェックを入れる

【確認事項(□にチェック)】

図大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)ことに相違ない。
※みなし大企業の定義は実施要領第4条第1項第6号参照。

4. 申請案件種別 (いずれかに○)

(外国出願)

0	①特許出願			
	②実用新案登録出願			
	③意匠登録出願			
	④商標登録出願			

(参考:国内出願)

(> •	H1 + H *****			
0	①特許出願			
	②実用新案登録出願			
	③意匠登録出願			
	④商標登録出願			

5. 外国特許庁への出願の方法(該当するものに○(複数可))

① パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(国内出願を基礎として行
ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の
国内段階に移行する方法)
④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願書類等と同じ記載とすること。

施になる国門田崎の門中			
特願 20○○-○○○○	出願日	20○○年○月○日	
PCT/JP2000/00000	出願日	20○○年○月○日	
	国際登録日		
○○株式会社			
第○○○○○○号◀	登録日	2 0 ○○年○月○日	
○○株式会社			
○○製造装置及び製造方法		登録済みの場合は記入	
○○装置とは○○を○○処理するために用いられるものであっ			
て、A 要素と B 要素と C 要素を備えている。さらに本発明に係る○ ○装置では D1 要素を備えている。これにより○○処理にかかる時間を短縮できる。その装置に関する製造方法。			
	特願 20○○一○○○○○○ PCT/JP20○○/○○○○○○ ○○株式会社 第○○○○○○○号▼ ○○株式会社 ○○製造装置及び製造方法 ○○装置とは○○を○○処て、A 要素と B 要素と C 要素 ○装置では D1 要素を備えて	特願 20○○-○○○○○ 出願日 PCT/JP20○○/○○○○○ 出願日 国際登録日 ○○株式会社 第○○○○○○号▼ 登録日 ○○株式会社 ▼ ○○製造装置及び製造方法 ○○製造装置及び製造方法 ○○装置とは○○を○○処理するために て、A 要素と B 要素と C 要素を備えている。 ○装置では D1 要素を備えている。これによ	

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれ ぞれ明記してください。

- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。
- ※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。
- ※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※「5.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約 国として含む場合(外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合)には、「5.」 の記入は不要です。
- ※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

共同出願人がいる場合は「有」に〇を記入のうえ、 (有の場合)に内訳等を記入。

7. 外国特許庁への共同出願の有無

(有の場合)▲

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

	発明・商標等の名称 発明・商標等の内容	「6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の 	内容」と	
	出願人		に記入すること。	
	発明者等			
	出願(予定)国	米国・欧州・中国		
	出願スケジュール	米国・欧州 2020年12月初旬		
ſ,	ヽずれかを必ずチェック	中国 2020年12月下旬		
	審査請求スケジュール	- ☑出願と同時(同日)(注1) に行う		
	(審査請求制度がある	□移行国の期限内に行う		
	もののみ)	□日本の審査を待ち、審査請求を行う		
		-□その他()	
	基礎となる国内出願又			
	は権利の内容に変更を	採択後、申請内容と異なる出願は認められません。		
	加えて外国出願する場	基礎出願の権利範囲の一部を変更して国内移行する場合は、		
	合、変更の内容と必要	必ず変更内容(補正案や変更案)をこの欄に記入すること。		
	性を記入			

- ※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。
- ※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。
 - ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
 - ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して 出願する場合
 - ・種別を変更して外国出願する場合(実用新案権を特許権に変更して出願)
- ※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。
- ※「5.」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。
- ※「5.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。
- (注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

9. 間接補助金交付申請額

1, 161, 000 円

(内訳) (単位:円)

	国名/合計	外国特許庁へ	現地代理人	国内代理人	翻訳費用	国別計/合
		の出願手数料	費用	費用		計 計
	<u>米国</u>	87, 000	250, 000	165, 000	440, 000	942, 000
	欧州	380, 000	250, 090	165, 000	0	795, 000
L	中国	56, 500	180, 000	110,000	320,000	666, 500
-	外国出願経費合計	523, 500	680, 000	440,000	760, 000	2, 403, 500
-	助成対象経費	523, 500	680, 000	400, 000	720, 000	2, 323, 500
	持ち分に応じた対					2, 323, 500
8	象経費					
	間接補助金申請額					1, 161, 000
						1, 101, 000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

見積書の見積金額(税込み)を記入すること。

助成対象経費の1/2の金額 (千円未満切捨て)を記入 ただし、下記上限額を超える場合は、上限額を記入 ・特許 150万円・意匠 60万円

外国出願経費から補助対象外経費を引いた 補助対象経費のみを記入すること。

おもな補助対象外経費

- 消費税
- •特許印紙代
- ・申請書作成にかかる代理人費用・成功報酬
- •先行登録調査費用
- ・出願と同時に行う予定のない経費
- ※そのほか不明な経費についてはお問合せください。

共同出願人がいる場合は

補助率は「権利の持ち分」か「費用負担割合」の いずれか低い方の割合を乗じた金額になります。

※上記記載例で、権利の持ち分50%、費用負担割合100%の場合

助成対象経費 2,323,500

持ち分に応じた対象経費 1,161,750 (助成対象経費の 50%) 間接補助金申請額 580,000 (助成対象経費の1/2

(千円未満切捨て))

10. 外国特許庁への出願の動機・目的

出願国で権利を取得することとした動機や目的を記載してください。 原則として出願国ごとに動機・目的を記載してください。 (記載欄の拡張可)

11. 出願(予定)国における事業展開計画(出願(予定)国を選んだ理由も含む)

出願国ごとに現在の事業展開状況や今後の事業展開計画を、出願国を選んだ理由と共に、できるだけ具体的に記入。(進出年次や、現時点での実績等も含めて) (記載欄の拡張可)

※こちらは、選定基準項目(事業展開可能性)の判断材料となります。

12. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

製品の用途・使用方法等を分かりやすく記入。製品パンフレット等がある場合は、別途添付も可能。 (記載欄の拡張可)

13. 出願の新規性、進歩性、創作性等(先行・類似調査の状況を含む。)

先行技術調査の内容を記入。調査結果を別途資料で添付する場合は、その旨記入

先行技術調査/先行登録調査には、少なくとも以下項目を記入

- 〇調査条件
 - ・調査データベース:特許情報プラットフォーム(J-platpat)等
 - •調查種類:公開特許公報、特許公報、公開実用新案公報、実用新案公報等
 - ・調査対象範囲:19○○年○○○月○○日~20○○年○月○日 等
 - ・検索式:キーワード(OO装置など)、IPC 分類、調査件数(スクリーニング件数)等
 - ·調査実施者: 弁理士 〇〇〇〇(調査経験12年)、製造開発部〇〇〇〇(調査経験20件/年)等
- 〇調査結果
- ・先行技術を示す文献の該当箇所を記入のうえ、それに対する新規性、進歩性を記入
- ・先行技術を示す公報等を添付する場合、該当する場所(段落等)にマーカー等で印をつけること
- 上記先行技術調査は、下記の書類でも代用可
- 〇既に行った、調査会社による調査報告書の写し(調査期間を必ず記載)
- ○国際調査報告書(ISR)や国内出願の拒絶理由通知書又は特許査定通知等の写し (ただし、補正をする場合はその補正内容を明記すること)
- 14. 過去における出願実績及び権利取得状況(国内及び外国)
 - 日本 特願2019-012345 出願日:2019年3月3日

特許第〇〇〇〇〇 登録日:2017年3月3日

商標登録第〇〇〇〇〇 登録日:2017年2月1日

- ・米国 特許 ○○○○○○ 出願日:2018年7月1日
- ・欧州 特許 ○○○○○○ 出願日:2019年8月1日

他〇〇件(国内〇件、海外〇件)

国内及び外国の権利の種類、名称、出願先(国名)、登録(出願)番号を記入。

権利取得済みのもののほか、出願段階のものも記入。

権利を多数登録している場合は、主要な権利を5件程度記入のうえ、「他〇件」等と総数を記入。 (記載欄の拡張可)

- 15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等(選任代理人)
 - ※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類 (間接補助金交付の必要書類)を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

選任弁理士が所属する事務所名、住所、連絡先、選任弁理士名を記入。(別紙「協力承諾書」の添付要)

選任弁理士に依頼しない場合は、その旨に加え、選任弁理士に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できる旨と、その理由等を記入。(海外の弁理士に直接依頼した実績があり、必要となるエビデンスの提出に支障がない等)

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関(独立行政法人日本貿易振興機構含む)の助成制度の利用予定の有無(いずれかに〇)

出願国	米国・欧州
の出願番号	
対象となる案件	特願 20○○-○○○○○
(自治体等)	
補助事業者名	独立行政法人日本貿易振興機構

中小企業等外国出願支援事業

₃ | 1 / 2 補助、上限:1 5 0 万円 申請中

助成制度の内容

内容を確認のうえ、チェックを入れる

17. 確認事項(□にチェック)

- 図当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択(交付)決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- 図実施要領第4条第1項第4号及び第21条第2項に定める事項(補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等))、実施要領第21条第1項に定める事項(採択案件の査定状況報告書の提出)について確認した。
- 図実施要領第4条第1項第5項に定める事項(審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること)について確認した。
- 図実施要領第11条第1項に定める事項(様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願(出願の変更)は認められない点)について確認した。
- 図実施要領第20条第2項に定める事項(間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表)について確認した。

(※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。)

- 図実施要領第21条第1項に定める事項(放棄又は取下げ等を行わないこと)を確認した。
- 図事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☑添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

18. 申請者の担当及び連絡先

担当者(職)名)	名及び氏		
電話番号		メールアドレス	